

公 募

令和 6 年 11 月 11 日

海上保安庁装備技術部
航空機課長

次のとおり、参加者を公募する。

1. 公募の概要

本案件は、海上保安庁所属航空機の耐空性を維持することを目的とした整備及び不具合修理等（以下、「特別整備」という。）、整備全般に関する請負契約の受注希望者を公募するものである。

公募参加希望者（受注希望者）は、6項により配付する公募要領に従って書類を提出し、本請負契約に必要な要件を満たしているか否かの審査を受け、合格した場合は受注者候補として3項に記載の期間に契約する本案件にかかる個別の契約手続きへの参加が可能となる。

なお、審査の結果、合格となった公募参加希望者に対しては、合格通知を送付する。

2. 公募案件名

「航空機特別整備」

3. 合格の有効期間

合格通知の日から令和10年3月31日まで

4. 参加要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 海上保安庁から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」又は「役務の提供等（車両整備）」のA、B、C又はD等級のいずれかに格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有している者であること。

なお、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の通知が未達の場合は、令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の通知（写し）を提出することとし、令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）が到達次第、提出することとする。

- (4) 社内規定等により守秘義務を履行できる体制が整っていること。
- (5) 本邦内で特別整備が実施できること。
- (6) 航空機製造事業法第2条の2に規定する事業の許可または、同法第2条の8に規定する事業の区分の変更について、経済産業大臣の許可を受けていること。
- (7) 航空機製造事業法第9条に規定する修理の方法について、経済産業大臣の許可を受けていること。
- (8) 本邦外の航空機製造業者での特別整備の場合は、(5)～(7)を除く。
- (9) 航空法第20条第1項第3号及び第4号の認定を受けていること。
- (10) 製造者等が発行する最新の技術資料(整備マニュアル等)を備えていること。
- (11) 航空機又は装備品の製造国が定める輸出規制に基づく技術承認等を得ていること。
- (12) 原則、年間を通じた整備実施体制が整っていること。また、認定事業場での整備及び官の指定する場所での出張整備等、個別の案件に対応できること。
なお、官の指定する場所での出張整備のみ請負うことを希望する場合は、(6)～(10)に代わり請負を希望する整備の種類毎に航空機製造者等の認可又は公的機関の資格等を有すること。
- (13) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 当庁が必要と認めた場合に、実地での確認に対応できること。

5. 応募要領

6項により配付する公募要領のとおり。また、申込受付期間内に提出書類の内容に変更が生じた場合は、合格通知受領後であっても遅滞なく該当書類を担当に提出し、書類の差替えを申し出ること。

なお、参加要件を満たさなくなった場合には、合格の有効期間内であっても合格通知を取り消すことがある。

6. 公募要領配付及び申込受付期間

令和6年11月11日から令和10年3月31日(金)17時までの間

7. 公募要領の配付、審査資料の提出場所及び問い合わせ先(担当課)

〒100-8976 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

海上保安庁装備技術部航空機課(担当:調査係)

電話(03)3591-6361 内線4640

8. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 審査による合格の有効期間の初日は、合格通知の日とする。
- (3) 合格者において、請負可能な型式及び整備の種類が限定される場合は、当方にて合格通知書にその旨記載のうえ通知する。